

【 公 開 用 】

様式第1号(第3条関係)

【附属機関名称】会議概要

会 議 名	足立区成年後見制度審査会（令和7年度第2回）
事 務 局	足立区福祉部高齢者施策推進室医療介護連携課権利擁護推進係
開催年月日	令和7年11月13日（木）
開催時間	14時04分 開会 ～ 16時02分 閉会
開催場所	すこやかプラザ あだち 大研修室E
出席者	<p>（委員） 八杖会長、矢頭副会長、大輪委員、今岡委員</p> <p>（職員） 医療介護連携課：徳井課長、安香高齢援護第二係長、 立川権利擁護推進係長</p> <p>福祉管理課：森田課長 障がい福祉センター：高橋所長 障がい福祉課：佐々木障がい施策推進担当係長 障がい援護課：和田基幹相談・権利擁護係長、 村滝基幹相談・権利擁護係主査</p> <p>西部福祉課：飯塚課長 衛生部中央本町地域・保健総合支援課：秦課長、田中精神保健担当係長 社会福祉協議会：高橋福祉事業部長、結城地域福祉部長、 平成年後見センターあだち課長、 加藤権利擁護センターあだち課長 山本基幹地域包括支援センター西部課長</p>
欠席者	<p>障がい援護課：柳瀬障がい援護課長 生活支援推進課：小林適正化推進係長</p>
会議次第	別紙のとおり
資料	
その他	

様式第2号（第3条関係）

（審議経過）

○徳井医療介護連携課長 皆様、大変お待たせいたしました。定刻を過ぎておりますが、令和7年度第2回足立区成年後見制度審査会を開会させていただきます。

本日はお忙しいところをお集まりいただきまして誠にありがとうございます。着座にて失礼いたします。私は事務局の福祉部医療介護連携課長の徳井と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日ですけれども、冒頭に前委員であられました高木先生が定年退職のため、御退任されまして、新しく今岡先生に委嘱をさせていただく予定でしたが、所用により少し到着が遅れておりますので、またいらっしゃった際に委嘱状の交付をさせていただきたく存じます。

まず、進められるところを進めさせていただこうと考えております。

それでは、資料を確認させていただきます。本日の資料は、全て一まとめにして席上に配付しております。内訳は次のとおりです。次第、名簿、席次表、条例、条例施行規則、要綱、そして議事資料となります。確認いただくのは難しいと思いますので、会議の途中で不足などございましたら、事務局職員にお声がけをいただければと思います。

それでは、議事のほうに入っていきたいと思いますが、まず、本日の出席委員数を報告させていただきます。委員定数4名のところ、今3名です。今岡様も後でいらっしゃるということで、現状では3名でございますが、条例第6条第2項に基づき、本日の審査会が成立していることを報告いたします。

これ以降の進行は八杖会長にお願いいたします。

なお、議事録作成のため、本日の質疑は録音させていただきます。御了承いただけます

ようお願いいたします。また、発言の際は最初にお名前を述べてから発言いただきますよう合わせてお願いいたします。御協力のほど、よろしくお願いいたします。

では、八杖会長、よろしくお願いいたします。

○八杖会長 皆さん、こんにちは。

ただいまから議事を始めてまいりたいと思いますけれども、冒頭、若干今の成年後見制度の改正の流れを少し情報提供しておきたいと思っています。また、明日、法制審議会が開かれる予定になっておりますけれども、現在、大詰めの段階になっていまして、スケジュール的には年明けには法制審議会としての要綱案が固まって、それで来年の通常国会に法律としてかけるような状況になっているようです。法律として成立すると、施行には大体2年ほどかかるのではないかということが言われております。

改正の方向ですが、中間試案は皆さん、御覧になっていらっしゃると思いますけれども、そこから大きな方向性について変更はないということで、今の制度よりも小さな後見になっていくということは変わりがないようです。

具体的には包括代理権、これは廃止されて今の成年後見人のように何でもできるという形にはならなくなるということです。必要な場合に必要な範囲で対応して終わることができる制度というところは変わらないようです。

一方で、やはり今まで御本人の意向が十分に反映されていなかったというようなことがありましたので、御本人の同意や意思・意向が現在以上に重要視されるという制度になっていくようです。

今一番議論されているのが類型を残すかどうかというところ、従来乙1案、乙2案と

という言い方がされていましたが、そのどちらかということではないのですけれども、どこまで残すかというところが議論されていて、そこが明日も重要なポイントとして審議がされるというふうに聞いております。

結局、小さい後見になりますから、終わる場合というのがいろいろ想定されて、その場合にどうしていくかということが課題になってくるということです。終わっても、課題が解決して終わったということであって、判断能力が低下している状況、支援が必要な状況は変わりないと思いますから、その場合にどういった支援をしていくかというところが大きなポイントになってきそうな気がしております。

その支援の1つとして、従来のいろいろな支援がありますが、それに合わせて新しい事業というのが、これを一つ国から提案がされている案が示されているところです。従来、新日自という言い方がされていましたが、新日自という言葉だと誤解を招くということで、新しい事業と言いが変わっているようですけれども、具体的には日常的金銭管理とか、福祉サービスの利用援助、契約支援に加えて入退院する場合の手続であるとか、死後事務、これについて身寄りのない人も含めて対応していくということ、死後事務と入退院手続のどちらかを選択するかのよう、そういった提案がされています。また、お金のない人も利用できるように無料低額事業で行うというようなことも提案がされているところです。

実施主体はもちろん社協も入っていますが、社協だけではなくて、民間事業者、そこも検討していくという、そのような案が厚生労働省から示されている段階です。こちらもどのような制度になっていくのかとい

うことを注視していく必要があるかと思いますが、足立区でも今回、今日の議題にも課題と目標の進捗状況についてとあって、そこでも新しい制度も見据えて少しずつ検討していこうということが模索されているようですが、後見制度だけではなくて、それを含めた権利擁護支援、これを足立区内でどう展開していくかということを検討していくと、そういう場にこの審査会がなるとよいなどというふうに思っております。

私の冒頭のお話は以上でございますが、ちょうど今岡委員が到着されたということで、ここは一度お戻ししてもよろしいでしょうか。

○徳井医療介護連携課長 よろしいですか。恐れ入ります。ありがとうございます。

医療介護連携課長の徳井でございます。説明いただきましてありがとうございます。

今日、委員の1名交代がありまして、今岡委員が初めて御参加いただくこととなります。まず、改めて、本来区長から委嘱状を交付させていただくところですが、所用がありますため、区長代理として私が交付をさせていただきます。

(委嘱状交付)

○徳井医療介護連携課長 恐れ入ります。今岡委員、一言、御挨拶をいただいてもよろしいでしょうか。

○今岡委員 遅れまして申し訳ありません。千住公証役場の公証人、今岡と申します。よろしく願いいたします。

前任の高木公証人が今月27日に退任されることになりましたので、その後任を務めさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○徳井医療介護連携課長 今岡委員、今後ともどうぞよろしく願いいたします。

では、八杖会長にお戻しさせていただきます。

す。よろしくお願ひいたします。

○八杖会長 それでは次第に従ひまして議事を進めたいと思ひます。お手元の次第を御覧ください。

まず、1番 令和7年度成年後見制度利用促進事業の上半期の実施結果について事務局に御説明をお願いしたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○立川権利擁護推進係長 権利擁護推進係長の立川と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、議題1 令和7年度成年後見制度利用促進事業の上半期の実施結果について、御説明いたします。

まず、令和7年度成年後見制度(権利擁護)推進事業計画です。お手元の資料では、8ページ、資料1-1と書かれているものになります。

こちらは毎年御報告させていただいております。

4月から翌年3月までの会議や研修、講座等の開催スケジュールになっております。数字は日付で、例えば、「成年後見制度審査会」は第1回が7月18日、第2回が本日、11月13日の開催ということを表します。明日以降の日付のものは予定です。「困難事例検討会」の7月と11月のところ、数字が2つ入っております。これは案件数が多かったの、その月に2回開催されたことを意味します。

「あだち区民後見人」のところは2列になっておりますが、左側は前年度に公募した方のスケジュール、右側が今年度、これから公募する方のスケジュールになります。

続きまして、区長申立審査会の状況について御説明いたします。9ページ、資料1-2を御覧ください。こちらは区長申立審査会審査件数の推移ですが、4月から翌年3月まで

の年度の統計になります。令和2年4月から今年の10月までの数値が入っております。①高齢者、②知的障がい者、③精神障がい者と、最後に合計の表になっております。色のついている行、「年合計」とありますが、こちらは「年度の合計」でございます。

合計の隣の隣に「虐待」の列があります。こちらはネットワーク協議会において提案されて、令和4年度から統計を取り始めましたが、年々増えております。区長申立審査会に諮る際の様式を改良・改訂した際に虐待の欄を追加したことと、いわゆる「セルフネグレクト」もカウントすることになった影響と考えております。特に「知的障がい者」においては、昨年度は3分の1、今年度は6分の5が虐待案件となっておりますが、障がい援護課の基幹相談・権利擁護係が中心となって精力的に取り組んでおります。

数字だけですと分かりづらいので、資料1-4としてグラフ化したものを添付しております。11ページになります。令和3年度にコロナの影響で少し落ち込みましたが、おおむね右肩上がりになっております。また、どの年度においても高齢者が大半、4分の3以上を占めていることが分かります。令和7年度も半年経過しましたので、上半期だけの比較したグラフも作成しましたが、令和4年度以降、ほぼ同じくらいで推移しております。

10ページに戻りまして資料1-3を御覧ください。先ほどの区長申立審査案件を「発見のきっかけ」になったところがどこになるかによって分類したものです。最終的にどこから区長申立につながったかという意味です。例えば、ふだんから包括支援センターやケアマネジャーが関わっている方でも、徘徊して警察に保護され、その結果、区長申立につながった場合は包括やケアマネジャーではなく、「警察・消防」にカウントされ

ます。救急車で救急搬送され、医療機関から区長申立につながった場合は「病院」にカウントされます。

毎年通して多いのは「病院」、「地域包括支援センター」、「介護・障がい施設」、「福祉事務所・保健所」、「ケアマネジャー」となっております。今年度は今のところ、「地域包括支援センター」、「病院」、「福祉事務所・保健所」、「介護・障がい施設」、「親族」の順となっております。

議題1 令和7年度成年後見制度利用促進事業の上半期の実施結果についてのうち、権利擁護推進係の説明は以上となります。

○平成年後見センターあだち課長 続きまして、成年後見センターあだちより御説明させていただきます。12ページからの資料になります。

中間報告というところで主に上半期の事業等を報告させていただきます。

まず1つ目、成年後見制度に関する相談支援のところですが、数字に関してはこちらに書いてあるとおりで、特に大きな違いはありません。相談内容に関しましては、申立の種別、本人、親族、区長とあるのですが、それで言いますと、やはり後見センターのほうが本人申立、親族申立に関しては支援を行って、区長申立は行政のほうでやっていただくというルールがありますので、本人、親族申立の数が多くなっています。

あとは、その相談の内容といたしまして金銭管理、身元保証、あともう1つ、虐待親族間紛争等の家族問題が大きいかなというところがございます。虐待親族間紛争の家族問題については、前回の会議の中で件数が増えているところについて分析してほしいという話があったので、また後ほどお話しさせていただきますと思います。続きまして、(3)の申立て支援につきましてもこちらの

数字のとおりです。

2番目、専門職による相談会の実施です。専門職の個別相談会を毎月弁護士1回、司法書士1回の計月2回開催しております。それと、(3)がリーガルサポート東京支部と一緒に開催させていただいている無料相談会です。それぞれ個別相談会につきましても、すこやかプラザに移って初めてでしたので、どうかなと心配していたのですけれども、千住にいたときと変わらないくらい、たくさん申込みをいただいているところがございます。

3番目が区民・関係機関への成年後見制度等の説明・周知でございます。こちらは講座等実施しているものを書かせていただいております。4番目が足立区成年後見人連絡会の開催でございます。これは足立区で活躍していただいている専門職後見人や区民後見人、関係機関等が情報交換を行ったり、あと、交流・勉強会等を行うというもので、年3回開催しております。参加者は毎回増加している傾向がございます。千住庁舎で今までやってきていたのですが、もう人数が入りきらないというところがありまして、今年度から会場をボランティアセンターに変えてやっています。ただ、ボランティアセンターも定員が60人までというところで、今回ちょうど明日が第2回の連絡会なのですが、既に57名申込みがあるので、今後会場をどうしようかというのが課題となっております。

ちなみに3回目は八杖先生に講師をお願いしております。どうぞよろしくお願い致します。

5番目は緊急事務管理で、こちらは数字のとおりです。

6番目があだち区民後見人の養成・支援でございます。今年度は2名の方を養成しております。今はちょうど実習をしていただい

ている期間となります。実習は地域福祉権利擁護事業の生活支援員に同行して、いろいろ支援や活動を見ていただくということと、プラス私たちがやっている法人後見に担当職員と一緒に訪問していただいて、学んでいただくということをしております。

(2)は区民後見人の受任状況です。令和6年度末に11名受任していたのですが、年度が替わって、次々にお亡くなりになってしまって、今は7名の状態です。ただ、今は減っていますが、これから社協の法人後見で受けている人を2件、年度内に区民後見人に移行を考えているのと、あと、区長申立ケースで今上がっているのが1件、本人申立のケースで区民後見人を候補者に考えているものが1件ありますので、トータルしてみると、年度内10件くらいで同じような数字になるかと思っております。

(3)が区民後見人の交流会、あと、(4)が法人後見の実施のところは記載のとおりでございます。

続きまして、資料1-6です。相談ケース中「虐待・親族紛争等家族問題」の占める割合の資料を御覧いただきたいと思います。こちらが先ほど冒頭でお話しさせていただいたところです。ここの数がとても増えているのではないかと前回御指摘いただいて、ただ、その場で私もなぜというところが御返答できなかったのも、今回改めてお答えさせていただければと思っております。

私も表を作ってみて分かったのですが、相談ケースの中でこの虐待、親族紛争と家族問題というか、これは職員が記録を書く中で、これが該当するかチェックボックスにチェックを入れていくのですが、令和6年度、そして7年度が本当に増えているなというところは見てのとおりでございます。

相談件数中の割合はパーセンテージで書いてあるのですが、その隣の対象者というところが、継続的に相談している方の件数も入っているので、人数がどのくらいか拾い上げたのが対象者のところでございます。対象者の中で3回以上、継続相談で関わっている方が一番右端のところでございます。例えば、今年度に至っては上半期で14件、14名の方はもう3回以上継続的に関わっているということでございます。ちなみに一番多い方ですと、今22件の記録が上がったということで、なかなかそこまで行かないと後見につなげられないというのが数字で見て分かるかなと思います。虐待親族紛争と家族問題というのがとても増えているというところは数字を見て明らかです。ただ、やはり、なぜこういう相談が増えたのかに関しては、なかなかそこまで私たちも、後見センター、成年後見制度が広く周知されたのかなとか、職員の意識もこういう問題に対しての対応というところでアンテナが立ってきたのかなとか、いろいろ話はしてみたのですが、はっきりとは分かりませんでした。特徴としては、今年度の14件を細かく見てみると、子供が親のお金を搾取し、もう1人のお子様、御兄弟が申立を行うというケース、あと、お子様がいらっしゃらない高齢の御夫婦の御兄弟がその資産を狙っているというケース、あと最近多いのは本当に多問題の御家族で、高齢者だけでなく、その御家族に知的障がいや、精神障がいのお子様がいちゃって、金銭的な搾取の問題ですとか、ネグレクト、いろいろな問題が複合的に絡み合う中での相談が多く、苦慮している部分がございます。中には行政、縦割りの中で横につながるところがなかなか機能しておらず、支援チームができていないケースもあります。その場合は、まずはそのチーム形成から支援

していかなければいけないので、どうしても申立に時間がかかってしまうのが課題であり、現状となっております。

すみません。長くなりましたが、以上です。
○加藤権利擁護センターあだち課長 続きまして、資料1-7、権利擁護センターあだちから関連事業ということで説明させていただきます。

権利擁護センターあだちでは、地域福祉権利擁護事業と高齢者あんしん生活支援事業、あと、4月からおひとりさま死後事務支援事業ということで前回説明させていただきましたが、この3つを行っています。

前年度と比較、集計方法が変わってしまったので、比較が難しいのですけれども、例年、地域福祉権利擁護事業のほう相談が多いのですが、今年度は特に高齢者あんしん生活支援事業の相談が多くなっています。これはおひとりさま死後事務支援事業が始まることで、包括支援センターや地域のケアマネジャーに高齢者あんしん生活支援事業とおひとりさま死後事務支援事業の周知を行ったところが影響しているのかなと思っています。おひとりさま死後事務支援事業の相談に来る方ですと、実際に相談に乗る中で、やっぱり保証人が欲しいということで高齢者あんしん生活支援事業のほうに相談される方も結構いらっしゃいます。

実際、裏面に契約件数を掲載しています。地域福祉権利擁護事業、4月から2件増えたというふうに見えますけれども、実際にはこの契約者の総数の推移などで実際には新規の契約8件、解約が8件ということで、契約はしているのですけれども、解約も同じくらいいるということです。

高齢者あんしん生活支援事業も2件増えているように見えますが、実際には契約が13件あって、解約が7件ということで、どち

らもやはり御本人様が亡くなるとか、判断能力が落ちて後見制度に移行するという方が増えているというところですよ。

おひとりさま支援事業を4月から始めて、9月の段階では1件ですが、今月、11月に3件契約していますので4件になります。

あとは御覧いただければと思います。

以上です。

○和田基幹相談・権利擁護係長 それでは2ページ、資料1-8の知的障がい分野の取組について障がい援護課より御報告いたします。

1の令和7年度の実施状況については記載のとおりです。昨日、成年後見制度についての講座を開催いたしました。区内の生活介護事業所や相談支援事業所、行政を対象としまして54名の参加がありました。内容としましては、司法書士の高野講師から「親亡き後の課題に備えた課題のないうちの後見制度の活用」ということを中心にお話しいただきました。特に親御さんからの制度の誤解、「全て後見人と専門職に金銭管理が取られてしまうのではないか」という親御さんからの誤解については、補助・保佐類型であれば、口座の一部のみを専門職が管理することもできるという代理権付与の事例ですとか、親族と専門職の複数後見の事例の紹介もしていただきました。

講座後のアンケートでは、支援者の方から「通所先等を利用されている御本人や御家族へ案内が必要では」という回答もありましたので、それを踏まえた取組を進めていきたいと考えております。

続きまして、資料の下のほうの2の関連事業についてです。

12月には障がい者差別解消権利擁護セミナー、合理的配慮というテーマで行います。来年1月は意思決定支援に関するセミナー

を予定しています。2月には地域自立支援協議会の権利擁護部会において成年後見制度等をテーマに協議を行う予定です。

私からの報告は以上です。

○田中精神保健担当係長 精神障がい分野について御報告いたします。中央本町地域保健総合支援課の田中です。

資料の1-9を御覧ください。今年度は一般区民向け、区内事業所関係者向け、行政職員向けと対象を変えて3回、小規模講座を行いました。

一般区民向けでは御家族の方の参加が多かったのですが、御家族が支援ができなくなったときを見越して遺産相続や障害年金などの話を含めて成年後見制度について講義を開いております。

事業所職員、行政職員向けの講座では、いずれも成年後見制度の基本的な内容について学習会を行いました。行政職員向けでは、成年後見制度の申立手順についても説明しております。日々の業務の中でご相談を受けた時に、適切に成年後見制度を導入できるように普段から知識を持って今後も進めていきたいと思っております。

以上になります。

○八杖会長 ありがとうございます。これで以上ですか。

では、今いただいた上半期の活動の状況について御質問等いただきたいと思っておりますが、たくさん御報告いただいたので、まずは権利擁護推進係の御報告について御質問等があれば、お願いしたいと思います。主に区長申立がどんな推移であったかと、こういったところから発見がなされてつながっているとか、そういったことについての御報告であったかと思っておりますが、いかがでしょうか、委員の先生方。特段、トータル的なところはよろしいですか。特にこれまでの経緯、変わっ

たところというのはなくて、同じような数で推移しているという、そのような理解で、立川さん、よろしいですか。

○立川権利擁護推進係長 はい。その通りでございます。

○八杖会長 分かりました。ありがとうございます。

では、続きまして成年後見センターあだちから御報告がありました、また、権利擁護センターあだちからも御報告がありましたので、こちらについて少し御質問等があれば、お願いをしたいと思います。こちらはいかがですか。

○矢頭副会長 司法書士の矢頭です。

少し気が早いのですが、法改正後の実務を考えると、課題が解決した後、成年後見制度を利用せずに他の制度、社会資源で支援をしていくということが求められていくということになるかと思っておりますが、そうしたときにこの今、契約件数、地権事業、あんしん生活支援事業、おひとりさま死後事務支援事業がそこそこの数字なのかなというふうには思っておりますけれども、組織としてのキャパシティとして法改正後、件数が増えてきたときにまだどれだけの余力があるのかというところが、もしくは今後それを、件数が多くなってきたときに、何か受けられるような体制づくりを目指されているかどうかを教えていただければと思います。

○加藤権利擁護センターあだち課長 権利擁護センターあだち、加藤がお答えします。

今、地域福祉権利擁護事業が東京都の社会福祉協議会からの委託で行っているのですが、実際に東京都の社会福祉協議会から出ている人件費補助が2名しか出ていないのが現状です。今回、八杖会長からお話がありましたとおり、日常生活自立支援事業の中でこの死後事務をやるという提案がある中で、社

会福祉協議会全体で人件費の要望、新しくとにかく人を増やしてほしい、今既に地域福祉権利擁護事業が各自治体でこの少ない人数でできる状態ではないということで、改めて今、人件費を要望しているというところです。

私どものこの事業のやり方の中では、おひとりさま死後事務支援事業を開始したその理由の一つに、御本人様がお元気なうちに高齢者あんしん生活支援事業は入院のサポート、保証人をする、郵便物を取りに行く、入院費を支払うというところで、生きているうちの保証人の業務が非常に負担が大きい中で、おひとりさま死後事務支援事業を開始した理由として、死後事務であればそこまで継続するような負担がないということで、なるべく中でも少し負担を減らすという意味で始めたという理由もあります。

そのようなところで少し、今後、おひとりさま支援事業になるべく移行していただいて、死後事務のほうでなるべく人が動くような形にしていきたいというところと、あとは人件費を今後要望して何とかやっていくような形で進める努力をしているという段階です。

以上です。

○八杖会長 矢頭副会長、いかがでしたか。

○矢頭副会長 結構です、今の段階では、はい。

○八杖会長 なかなか厳しいというお話がありましたけれども、いろいろ模索していかないと、本当に必要な人に対応できなくなってしまうと思いますから、先ほど申し上げたように新しい制度が施行されるまでにはあと数年あると思いますので、そこまでにどんなことができるのか、しっかり考えていきましょう。

ほか、いかがでしょうか。

では、私からよろしいですか。先ほど、虐

待案件ケースが平さんのほうから増えているというようなお話があったところに関連してなのですが、虐待対応は、高齢者虐待防止法、障害者虐待防止法で自治体が基本対応をしていくという流れかと思うのですけれども、自治体と連携がうまくできているのか、難しいケースや虐待がある場合には、自治体のほうで動いていただかないといけないと思いますが、その連携がどうなっているのか、御報告からは分からなかったので教えてくださいませんか。

○平成年後見センターあだち課長 ありがとうございます。

明らかに虐待があるケースに関しては、もちろん包括に通報して関わっていただくということをしております。特に難しいケースに関しては、私たちだけでは対応しないようにしていますので、その辺りは大丈夫かと思えます。

あと、区長申立のところに関しては、これは区長申立でお願いしますということで強くお伝えして、区長申立にさせていただいております。

○八杖会長 ありがとうございます。船頭さんがいないと、虐待対応は違う方向に行ってしまうりすることもあると思いますので、成年後見につなぐかどうかも含めて、よく連携をしていただけるとよろしいのかなというふうに思いました。

ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

○大輪委員 関連してよろしいでしょうか。

○八杖会長 大輪さん、お願いします。

○大輪委員 虐待の相談に関して少し確認をさせていただければと思うのですけれども、虐待は入り口だけではなくて、成年後見制度につないだ後も虐待認定を受けた方の御支援というのが継続してあるかなと思

ます。そうすると、その虐待中の方の後見人のサポート、行政と後見人との役割分担というのとも必要になっているなどということと、合わせて例えば、施設に入所されたり、安全安心が確認できたときに虐待の解除という、または再統合というようなことが必要になるかと思えます。そういった入り口だけではなくモニタリングの部分、出口の部分の相談というのも中核機関の重要な役割になってくると思えます。ですので、もし、今回は入り口の部分でかなり集計をしていただきましたけれども、今後、そういうモニタリングや出口のところでの集計などがあると、成果が見えてくるのではないかなと感じました。

以上でございます。

○平成年後見センターあだち課長 大輪先生、御意見、ありがとうございます。

虐待親族紛争と書いてあるのですけれども、明らかな虐待に関しては、区で対応していただく必要があるのをつなげるのですけれども、どちらか分からないものも結構入っておりますので、その辺りは行政のほうと一緒にしっかり後見人へのフォローということに関しては対応できるように考えていけたらなと思っておりますので、またどうぞよろしくお願いいたします。

○大輪委員 よろしくお願ひします。

○八杖会長 大丈夫でしたか。

○大輪委員 問題の対応のところ、そうですね。

○八杖会長 ほかに何かありますか。

○徳井医療介護連携課長 少しだけ補足させていただきますてもよろしいでしょうか。

医療介護連携課長の徳井でございます。

我々、高齢援護を担当しております、虐待を担当しております。虐待があったケースですね、おっしゃるとおり、区長申立審査会

を経た後も、高齢援護担当を含め、関係者と一緒にケアをしていくものがございまして、どういった出し方ができるかというのは検討する必要がありますが、具体的なケースですとか、もし出せるものがあれば、情報提供させていただいて、また御意見をいただく場をつくっていきたいと思えます。よろしくお願いいたします。

○八杖会長 関連して1つだけ付け加えると、虐待の通報は虐待のおそれがあれば、通報ということを確認にしなければならず、間違えないようにしなくてはいけないということと、あとは、支援チームにお任せするような虐待対応というのは通常の話であって、まずは方針の決定など、自治体がきちんとリードして行かなくてはいけないので、中核機関に任せてしまうようなことが自治体としてないよう、そういった考えはしっかり自治体のほうで持っていたかかないと、違う対応になってしまうことがあると思えますので、お気をつけいただければと思えます。

では、成年後見センターあだちと権利擁護センターあだちに対してはよろしいでしょうか。

では、続きまして障がいですね。今、和田係長から御説明があった内容について御質問等があったら、お願いをしたいと思います。いかがでしょうか。

よろしいですか。

ないようなので、続いて精神、田中係長から御説明があった内容について御質問等があれば、お願いしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

大丈夫そうですか。

では、活動の御報告についてはよろしいということですので、以上で質疑を終わらせていただきまして、議題2に進みたいと思えますけれども、よろしいでしょうか。皆さんの

ほうから何か委員の先生方に御質問などがあればと思いますけれども、大丈夫ですか。

では、次の議題にも関わると思いますので、もし議題2の検討の中でもし今の内容についても御質問等があれば、皆さんからいただきたいと思います。

議題2ですが、課題と目標の進捗状況について、事務局から御説明をお願いします。

○立川権利擁護推進係長 権利擁護推進係長、立川です。

それでは、議題2 「課題と目標」の進捗状況について、御説明いたします。24ページ、資料2-1を御覧ください。

こちらは前回の制度審査会で御報告させていただいたものになります。前任の係長が中心となって作成されました。何度か内容を更新しておりますが、その際に各所管の意見が必ずしも反映されたとは言えないものでした。また、制度審査会においても既に達成しているものもあり、今の形にフィットしたものに作り直すのはどうかという御意見も頂戴しておりました。

このような経緯があり、課題と目標をいま一度アップデートする流れになり、令和7年度第3回成年後見（権利擁護）推進連絡会にて議題として上げ、刷新することといたしました。

28ページ、資料2-2を御覧ください。こちらが各所管に改めて提出していただいたものになります。「目標」をあるべき姿、「課題」を阻害要因として最新の状況で洗い出しをしていただきました。今後、項目ごとに分類整理し、また、内容を精査して取りまとめ、次回の制度審査会にて御報告したいと考えております。

以上で課題と目標の進捗状況についての説明を終わります。

○八杖会長 ありがとうございます。まず、

24ページに記載されているのが従来の、今まで御報告をいただいていた内容という、そういったことでよろしかったでしょうか。

○立川権利擁護推進係長 はい。その通りでございます。

○八杖会長 それに加えて今回、各所管から28ページ以下のものが提出されたということでもよろしかったでしょうか。

○立川権利擁護推進係長 はい。その通りでございます。

○八杖会長 そうすると、この24ページのは、これはこれで今後も継続していく、それで28ページのは各所管がそれぞれということになるのでしょうか。

○立川権利擁護推進係長 前のものはもう終わっているものは削除といいますか、黒塗りして、残っているものと、各所管から出してもらっているものの中で、似たようなものがあると思いますので、それを項目ごとに分類整理して、以前の残っている課題と合体して作り直そうと考えております。

○八杖会長 そうすると、この24ページのバージョンアップ版が出てくるということでもよろしいですか。

○立川権利擁護推進係長 はい。その通りでございます。

○八杖会長 分かりました。ちなみに28ページ以下も、これは初めて拝見するのですが、昔からあったのですか。策定があって改訂があるということは、所管ごとで作られていたということですか。

○立川権利擁護推進係長 そういうわけではなく、以前のものの改訂版という形にしている経緯です。28ページ以降、策定という文言は消させていただきます。

○八杖会長 そうすると、各所管のものが従来からあったわけではなく、もともとはこの24ページのものであって、これを踏まえて

今回各所管で洗い出しをしていただいた、今後それを統合して24ページのバージョンアップ版が出てくると、こういう整理でよろしかったでしょうか。

○立川権利擁護推進係長 はい。その通りでございます。

○八杖会長 分かりました。ということのようですが、委員の先生方、御意見等があれば、お願いしたいと思います。

○徳井医療介護連携課長 申し訳ありません。少しでも補足させていただきます。

先ほど立川係長から次回の制度審査会で完成版をというお話があったのですが、この制度審査会でももう少しこういう視点が必要なのではないかという御意見を踏まえてしっかり完成としたいと思います。今回はまだ所管から取りまとめた粗いものでございます。ですので、次回もう少しきれいなものをお出しさせていただきたいと思っておりますので、本格的な議論はまた次回ということだけでいただければ、今のうちにもいただけるものはいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○八杖会長 ありがとうございます。かなり大部にわたるものですから、なかなか今日、皆さんに御意見をいただくのは難しいかもしれませんが、何か全体的なことで御意見等があったらお願いをしたいと思いますけれども、今日の段階で何かございますか。

私が少し思ったことは、この24ページのもの、終わっているものを黒塗りにするというところ、それを削除していくというのは、私は残したほうがいいのかと思います。それはなぜかという、消えてしまうと、忘れてしまうと言うか、本当はそれがやれているから終わっているということだけでも、やっているうちに見えなくなってしまうという心配があると思うの

で、一応残した上で色を変えていただくとか、何かそういうほうが進捗としてはいいのかなという気がいたしました。全体的な話でございませぬ。

○徳井医療介護連携課長 そうでしたら、例えばですけれども、以前の24ページからあるものに少し欄を加えさせていただいて、次の計画に持ち越すのか、こういう理由で終わったのかというところで少し一欄設けさせていただいて、こちらの報告も合わせてさせていただければ分かりやすいのかなというふうに考えます。

○八杖会長 皆さんが実際にやってきたことなので、それが全部消えてしまうのもどうかと思いますので。

○徳井医療介護連携課長 そうですね。

○八杖会長 ほか、ございますか。今日の段階でということですが、これは新しくバージョンアップされるものは、今、課長からもお話がありましたが、各所管で課題になっているというようなことも新しいところで、所管ごとに分かるような形になるのでしょうか。それとも、そこは分からないでまとまるような形になるのですか。

○立川権利擁護推進係長 一番右の列に所管という欄がありまして、それを残してどこから発信された課題かというのが分かるようにしたいと思います。

○八杖会長 なるほど。今回の改訂版のフォーマットが新しいものになるということで、ここに所管が入るのですか。

○立川権利擁護推進係長 はい。その通りでございませぬ。

○八杖会長 分かりました。

私ばかりなのですが、全体的な話として今、冒頭から申し上げているとおり、成年後見制度だけではなくて、権利擁護支援を一体的に進めていくという、そういった考え

そこの整理をよくしていただくとよいのかなというふうに思いました。

○和田基幹相談・権利擁護係長 ありがとうございます。基幹相談・権利擁護係、和田です。

全てを障がい援護課でこれらのことをするというよりかは、成年後見制度(権利擁護)推進連絡会でもどんなところから着手できるかということ、今年から中核機関ミーティングというのも定期的に高齢のチームでされているところに、障がいも参加させていただきながら検討していきたいと考えています。

○八杖会長 ありがとうございます。一方、精神は、率直な御意見が書かれていて、疑問がたくさんあるということで、本当にそうだと思います。ですから、先ほど申し上げた成年後見制度だけではなくて、どんなことが権利擁護支援としてこの精神障がいのある方々に役立っているかというようなことも含めて考えていただくとよいのかなというのを思いました。

あとは、福祉事務所はもちろん利用支援プログラムがあるということですが、具体的にチーム支援の関わり方やケースワーカーの役割などが少し御検討いただくとよいのかなと思いました。

あとは、全体的な話で協議会の話が、所管からは多分どこからも出ていないような気がいたしまして、それはまさに自分たちの所管との関係があまり認識されていない結果かなと思ったりしますから、そういったところを全体的には拾っていく必要があるのかなという気がいたしました。

何かございますか、今日の段階で。

○矢頭副会長 司法書士の矢頭です。

目についたところとしては、障がい援護の19番とそれから足立保健所の6番、これは

同じ課題をそれぞれ取り上げていらっしゃるということで、この人事異動の問題ですね。これは結構いろいろな自治体で皆さんおっしゃっていることでありまして、一生懸命頑張っていた担当がいなくなると、途端止まってしまうとか、そういう極端な話なのですが、そういったことがよく言われるということで、そう言いつつ、この対策としては出てきて、上げられている対策がどちらかという個人レベル、これはしようがないのかもしれないけれども、個人でできることをピックアップされているということで、ただ、自治体としては組織的な動きを止めないような工夫という視点もやはり必要なのかなという意味においてこの人事異動に対する対応についてはもう一工夫いただいたほうがいいかなという感想は持ちました。

以上です。

○八杖会長 ありがとうございます。大輪さん、何かございますか。

○大輪委員 私の困り事でもあるのですが、障がいの方が高齢期になって地域移行という形でグループホームに出されます。そして高齢期になって高齢障がい者になったときの住まいという問題が非常に難しくなっている。介護保険優先になっているけれども、やはり障がいの特性から、なかなか特別養護老人ホームでは生活ができないような状況がある中で、高齢になられた障がい者の一人暮らし・自立支援というところが非常に今課題になっているかなと感じています。それには住まいや支援の方法の問題、あと、高齢と障がい、まさに支援の連携というのがとても重要になってくるかと思ひまして、そういったところも、後見人をサポートする上でとても必要かなと感じていますので、追加していただければと考えます。よろしく願います。

- 八杖会長 ありがとうございます。
- 今岡委員 大丈夫です。
- 八杖会長 では、次回は3月ですか。
- 徳井医療介護連携課長 3月です。
- 八杖会長 3月に整理された形で一度仮のものとして御提出いただいて、こちらでまた意見を求めていただけるということでしたので、これは引き続き検討してまいりたいと思います。今日の段階は、この件はこれぐらいでよろしいですか。
- 徳井医療介護連携課長 大丈夫です。
- 八杖会長 では、議題の2は以上とさせていただきます。

続きまして議題の3です。じぶんノートの活用状況について、事務局から御説明をお願いします。

- 立川権利擁護推進係長 権利擁護推進係長、立川です。

議題3 じぶんノートの活用状況について、まず、地域包括の老い支度講座から御説明いたします。37ページ、資料3-1を御覧ください。

足立区では地域包括支援センターに委託し、区内に25か所あるセンターにおいて、年1回以上、「じぶんノートを活用した老い支度講座」を開催しております。こちらの表は今年度上半期の実施状況をまとめたものです。16か所の包括で延べ18回開催されました。人数は263人で、男女別では男性46人、女性217人となっており、80%以上が女性でした。参考に昨年度の上半期の数字も掲載しております。今年度は昨年度より回数も人数も多少ですが、増えていることが分かります。

続きまして、Aフェスタについて御説明いたします。38ページ、資料3-2を御覧ください。

あだち区民まつり、Aフェスタ2025は

10月11日土曜日から12日日曜日の10時から16時に荒川河川敷で開催されました。じぶんノートのPRと終活に興味を持ってもらうとともに、成年後見制度等の周知を目的としてじぶんノートの記入体験を実施しました。じぶんノートの2ページ目の「好きなもの、嫌いなもの」と9ページ目の「これからやってみたい10のこと」の2種類のプリントを用意し、どちらかを選んで記入してもらい、終了後にじぶんノートの現物をプレゼントしました。併せて今年度リニューアルした成年後見制度パンフレットもお渡ししました。1日目はあいにくの雨のため、参加者も70人ほどでしたが、2日目は晴れて190人ほど集まり、職員の感想にもあるように、集計ができなくなるほどの混雑でした。今年度の反省点や改善方法などを参考にして、来年度はより良くしていきたいと考えております。

以上で説明を終わります。

○八杖会長 ありがとうございます。じぶんノートの活用状況について御報告をいただきました。

今の御報告について御質問・御意見がありましたら、お願いしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

私からですけれども、すみません。私がもう既にお聞きしていることなのかもしれませんが、このじぶんノートは自治体や包括、あるいは中核機関での活用方法というのは、これは整理がされていたのでしょうか。要するに、作られたものをどう自治体、包括、中核機関で活用していくかみたいな議論というのはされているのかどうか、ここをお伺いしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○立川権利擁護推進係長 内容がプライバシーに関わるものになるので、どういうこと

を区民の方が書かれているかをこちらで知ることはできませんが、こういった講座で何人集まったかとか、どういう内容の講座を開いたかという報告書は上げてもらっていますので、それを活用することはできると思います。

○八杖会長 突然振って申し訳ないですけども、大輪さん、エンディングノートの、自治体や包括が活用していく、何かそういったことは考えられたりしているのでしょうか。

○大輪委員 特に聞いていないです。すみません。

○徳井医療介護連携課長 すみません。よろしいですか。

○八杖会長 はい。お願いします。

○徳井医療介護連携課長 ありがとうございます。一応活用例ということで参考になるかどうか分からないのですが、とある民間の金融機関から、じぶんノートを用いて、お客様とのコミュニケーションツールに使いたい。要は亡くなった後、銀行口座をどうするかとか、そういうところも話していかねばいけなくて、じぶんノートを書きながら紹介したいということがあり、100冊ほどお渡しした例はございます。

○八杖会長 ありがとうございます。そういうやり方もあると思いますし、あと、書かれていることは恐らく意思決定支援にとっても役に立つことばかりだと思うので、御本人がなかなか自分で伝えられなくなったときに、それを見て周りの人が意思決定支援するような、そういったものにできないのかなとか、大輪さん、何かそんなことを考えたりするのですが、どうでしょうか。

○大輪委員 そうですね。意思決定支援の重要なツールですよということはお伝えしたいと思うのですが、これを使って任意

後見制度や先ほどのおひとりさまのための制度に向けてのものにつながっていくのかなというふうには思っています。

あまり、いい発想でなくて、申し訳ありませんが、あとはデジタル遺産ということも含めて、とても大事なページを作成していくツールにもなるということを若い人を対象に広げていけるのかなと思っているところで

○八杖会長 ありがとうございます。矢頭副会長、お願いします。

○矢頭副会長 司法書士の矢頭です。

単純に後見人の立場で考えますと、被後見人がこういったじぶんノートを過去に作成をされていて、そういったものにアクセスする、そういった仕組みがあると、とてもありがたいなど。そうすると、例えば、登録の仕組みのようなものがあって、それにアクセスできる人のルールがあって、その中に後見人が許されるのであれば、アクセスして過去、こういったものが御本人のじぶんノートとして作成された経緯があるという情報として得られると、今後の支援、後見人としての支援やもしくはチーム支援の中で共有できる情報というものが広がっていくので、そういったものがあると、また違った支援につながるかなと。

もちろん、意思決定支援ですから、そのときにどうお考えになるかというところをやっていかなくてはいけないのかもしれませんが、プラス過去にどういう希望や将来に向けたお考えを述べていたかといったところも非常に有用な情報なのかなと思いますので、作ってそのままどこかへ行ってしまったというのは非常にもったいないなという気はします。

○八杖会長 ありがとうございます。本当にそのとおりで、作ってそのままどこかへ行っ

てしまったというのが一番もったいなくて、あと、救急や医療機関もそういった情報があると、救急車で運ぶときであるときであるとか、あるいはどんな治療を受けたいかとかというところに関係してくると思いますから、せっかく作っていただいたものをどう活用するのか。足立区も緊急連絡先表を作って冷蔵庫にしまっておくというのがあるみたいですね。それで、シールなどを冷蔵庫に貼っておいて、救急がそれを見ると、ここに緊急連絡先があるというのが分かる仕組みだと思えますから、その発展版のようなものに使えたりしないのかなとか、そういったことを一緒に検討していけると、どんどん作っていく必要性というのを感じたりすることが多くなってくると思えますし、今のままですと、何とか作ってもらおうというふうに努力してやっているのが、その後どうなるのかというところが見えてこないものですから、そこを一緒に整理できるとよろしいのかなと感じました。

○加藤権利擁護センターあだち課長 権利擁護センターあだちの加藤です。

高齢者あんしん生活支援事業のデメリットというのが、契約までにとっても時間がかかるということと、まさに老い支度のことを全部聞いて、最後、遺贈まで全部聞くというのが時間がかかるので、じぶんノートを書いていたでうちに持ってきて契約という形になると、恐らく1か月ほど早い契約ができると思うので、そういった準備のような活用の仕方をしていただくといいかなと思いました。よろしくをお願いします。

○徳井医療介護連携課長 ありがとうございます。医療介護連携課長、徳井でございます。

先ほど加藤課長からお話いただいたの

も活用の一つでございます。じぶんノートの書き方講座を包括に委託しているのですけれども、やるときに自分だけで書くのではなくて家族と一緒にぜひ書いてくださいというメッセージを伝えています。その趣旨としては、意思決定支援というのがあるのですけれども、元気なうちに自分がどうしたいかということを書いて、ぜひ、じぶんノートを書くだけではなくてその情報をきちんと残してねというメッセージも合わせて伝えているのが現状の区の施策でございます。

ですので、実はAフェスタのじぶんノートも40代、50代、まだまだそんなに自分の最後のことを考える年ではないですけれども、この頃から考えて、自分の親と一緒に考えているというメッセージでやっておりますので、まずはそこから強化をしていきたいと思えます。ただ、いろいろ御意見をいただきながらブラッシュアップはしていきたいと思えますので、引き続きよろしく願いいたします。

○八杖会長 今岡さん、お願いします。

○今岡委員 私、ほかの委員の方と少し考えが違うのかもしれないのですけれども、このじぶんノートというのは、この情報がほかのものに活用されるという前提で作られるものではないのだとすると、その活用の仕方というのはやはり限定がかかってくるのではないかと思っています。恐らくこれは自分自身がこれまでを振り返って、あるいはこれから先のことを考えて、忌憚のないものを多分書くことを予定しているのです。他の人に洗いざらい見られてしまうと、構えてしまって、書いていいことと書いていけないことを区分けして多分情報が一定のものに限られてきてしまう。恐らくこの本来の趣旨は、本人が自分でありのままのことを書いていく中で、自分の頭を整理していくということが一

番大事なことなので、その中でこれから自分が何をしなくてはいけないのかという問題意識を持っていただいて、その上で、今度は何をするのかというところにつなげていくようなツールではないかなと、この最初のページの「はじめに」というところの記載ぶりからすると、そのように感じられて、もちろん支援する側からすると、できるだけ多くの具体的な情報を得たいというお考えは理解できますが、ただ、そういう活用の仕方がされるということを前提にしてしまうと、かえってこのじぶんノートがじぶんノートでなくなってしまうのではないかなと、そういう懸念を感じることもあります。そこだけは意見させていただきました。

○八杖会長 ありがとうございます。まさにそれはそれで正しいことです。ですから、自治体によっては登録制度をつくって、自分に何かあった場合にエンディングノートを読んでもらいたい人を指定するような取組をしているんですね。おっしゃるとおり、つながりの部分で何かできないかということ併せて検討していくとよろしいのかなというふうに思いました。

では、じぶんノートの活用状況は以上ということではよろしいでしょうか。

では、次の議題にまいりたいと思います。議題4は個別事例について御報告をお願いしたいと思います。

(議題4の質疑は非公開)

○八杖会長 最後、議題5です。その他について、事務局から御報告をお願いします。

○徳井医療介護連携課長 医療介護連携課長の徳井でございます。その他の1番目について御報告をさせていただきます。

資料5-1、48ページをお開きください。

10月29日に第2回足立区成年後見制度利用促進地域携ネットワーク協議会が開催されました。この報告をさせていただきます。議事としては表題のとおりでございます。基本的に今日御報告した内容を御報告させていただいたのと、あと、見直しについて、先ほど御審議いただいたところについて、おおむね同じような御意見をいただきましたので、その御報告でございます。

あと、事例検討して、その中で1件出てきて、ここは御意見をいただきたいのですけれども、区民後見人の活用のところになりました。今は区民後見人に選任されると、社会福祉協議会が監督人となって御活躍いただいているのですが、やはりここは社会福祉協議会のキャパシティの関係で担う人をなかなか増やせないといった背景も少しございます。

そのところで、ネットワーク協議会に御参加いただいている方から複数後見人にするのはどうかというのがありました。例えば、あだち区民後見人と専門職をもともとタッグですか、チームにしてチームで申立をするということであれば、特に監督人は要らないのではないかと。法的に監督人は求められているわけではなく、当区の決まりとして多分監督人をつけるということをやっていますので。そこについて御意見をいただきたく存じます。そのほかは議事のとおりでございます。○八杖会長 ありがとうございます。御意見ということですが、いかがでしょうか。矢頭さん、いかがですか。

○矢頭副会長 どういう分掌をするのかイメージがつかめないのですけれども、区民後見人のよさというか、強みというのはやはり面談を頻回に行けて寄り添う、そういった執務姿勢が多分期待される場所だと思いますので、そういうよさ、それぞれの機能のい

いところを組み合わせる適切な事例においてするというのはあり得るのかなというふうには思いました。

以上です。

○八杖会長 私はですね、モデルとしてやってみるのはいいかなと思うのですが、区民後見人がどうしたらいいのだろうかというところで、指針が何もなくなってしまうので、そうすると、非常に活動が困るのではないかなという気がします。複数後見でやって、専門職の方がしっかり指導とか、フォローをしてくれたらいいのでしょうか、専門職側にもそういった意識がないということになると、今までは社協がバックアップをするような形で活動して、不安があったら相談するというのでやれてきたと思うのですが、それがどうなるのかなという気がするものですから、モデルとして一度そういう形でやって、ただ、そのモデルとやる意味ではきちんと社協がそのケースについてはモニタリングをしながら、どうやっていくのかというのを試してみるというのは一つあるのかなと思いました。

もう一つは、今後、恐らく区民後見人を自治体でどう活用していくのかということが今まで以上に新しい成年後見制度になると求められていく。区民後見人というのは単に後見人をやるだけではなくて、今は生活支援員がやっていらっしゃると思いますけれども、様々な意思決定支援の研修などもしっかり受けて、そういったことをサポートできるような人が、区民後見人になっていくような気がします。そうすると、個別に動いていただければいいのか、それとも自治体の中でしっかり役割を果たしてもらう必要があるのかとか、そのようなことも考えながら、複数にしていくのかとか、あるいは従来から言われているのは、専門職に監督人になっていた

だくというようなやり方もあるのではないかな。そういう方法を探っていくのかということを検討していくことになるのかなと。

ですので、本当に自治体や社協からも離れた形で養成はしたけれども、あとは自分たちでやってねという感じにはしないほうがいいのではないかなという感想を持ちました。

以上です。

○徳井医療介護連携課長 医療介護連携課長、徳井でございます。

御意見、ありがとうございます。まさに役割分担のところは御推測のとおり、やはり専門職の方、頻回に面接には行けないので、そこを区民後見人をお願いしてほかのところを専門職がやりたいということで、主に成年後見をやられている方から御意見が、ほかのところでも伺ったところでございます。また検討していきたいと思っております。

○八杖会長 それはそれでいいという気がしますね。専門職が面談しないで、そこを何か下請ではないですけども、区民後見人に担ってもらおうというのは何となく役割分担と言える話なのか、少し違うのではないかなという印象を、大輪さん、持ちましたけれども、どうでしょう。

○大輪委員 私も、今、八杖先生がおっしゃったとおりだと思います。やはり対等な形で複数後見だったらやっていけるようなサポートが必要なのではないかなというふうに思います。

○平成年後見センターあだち課長 では、ケアマネジャー向け研修の発表でいいですか。

○徳井医療介護連携課長 はい。

○平成年後見センターあだち課長 では、その他の2つ目にあります、ケアマネジャー向け研修についてです。11月25日に予定しております。成年後見制度の概要と利用につながるポイント及び被後見人の意思決定支

援についてというテーマで、対面でこちらの会場を広く使ってやろうと思っているのですけれども、今のところ88名のケアマネジャーにお申し込みいただいております。弁護士の川辺雄太先生に講師をお願いしまして、申込みの際に事前アンケートで成年後見制度の利用に当たって困ったこと、難しいなど感じたことをいただいておりますので、その研修の中で先生の話や模擬カンファレンスをしてみたい、あとはグループワークもやるのですけれども、その中でそういった疑問を解決できるような内容で成年後見制度への理解を広げていただくような研修にしたいなどと思って今準備をしているところでございます。

以上です。

○徳井医療介護連携課長 ありがとうございます。

その他の最後ですけれども、次回開催予定ということで、第3回は令和8年3月を予定してございます。少しここで御紹介ですけれども、矢頭先生と大輪先生が1月24日まで任期はありますけれども、今回をもって御退任されます。また新しい委員の先生が決まってから、日程は決めて改めて御連絡させていただきますと思います。

以上でございます。

○八杖会長 ありがとうございます。幾つか御報告をいただきましたが、御意見や御質問があったら、委員の先生方、お願いしたいと思っておりますけれども、よろしいですか。

では、御質問、御意見がないようですので、その他については以上とさせていただきます。

以上をもちまして本日の議事は全て終了しましたので、進行を事務局へお返しします。

○徳井医療介護連携課長 八杖会長、ありがとうございます。

なお、先ほども御紹介させていただいたのですけれども、矢頭委員、大輪委員におかれましては、先ほど15年というお話がありましたけれども、15年任期を終えられまして、今回が最後になります。恐れ入りますが、一言ずつ御挨拶いただきたく存じます。お願いできますでしょうか。

○矢頭副会長 この審査会が設置された当初から委員をやらせていただきまして、15年というのはこの条例の制定日を見て、ああ、もう15年も経ったのかと思っているところであります。今後、制度が変わって、この審査会も多分いろいろ忙しくなるだろうと思いますが、ぜひともフレッシュなメンバーで今後も継続して頑張っていいただければと思いますし、また私は別のところで頑張っていきたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。ありがとうございます。

(拍 手)

○大輪委員 同じく矢頭先生と同じ期に審査会の委員に任命されまして15年務めさせていただきました。先駆的な行政の成年後見制度審査会という審査会の委員になれまして15年活動させていただいたこと、大変ありがたく存じます。

本当は私のほうからいろいろと情報提供をする役割なのですけれども、たくさんのごことを学ばせていただいて、とても充実した審査会に出席できたことを感謝いたします。

これからも東京社会福祉士会は7つのブロック制になっておりまして、地域に根ざした活動を進めていくということで、区部東ブロックというところが足立区の担当になりますので、そこらぜひ地域密着型の委員を御選考いただくといいなという思いでございます。

本当は私ももっと早い段階で3年前にブ

ロック制になったときに退任を考えていたのですが、チャンスがなく、今頃の交代になります。今後とも地域の中で私も区部南ではなく、多摩南ブロックというところにおりますので、地域の中で活動を続けていきたいと思っております。ありがとうございました。

（ 拍 手 ）

○徳井医療介護連携課長 矢頭副会長、大輪委員には長きにわたり、様々な御意見を頂戴いたしました。本当にありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、本日の審査会を終了させていただきます。円滑な議事進行に御協力いただき、ありがとうございました。

議事録については、事務局が作成し、後日、各委員へ内容確認を依頼しますので、よろしくお願いたします。

本日はありがとうございました。

（ 閉 会 ）